ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８９５　口腔内損傷等に対するベンゼトニウム塩化物の算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

次の傷病名に対するベンゼトニウム塩化物（ネオステリングリーンうがい液等）の算定は、原則として認められる。

⑴　口腔内損傷

⑵　口内炎

○　取扱いを作成した根拠等

ネオステリングリーンうがい液の添付文書の効能・効果は、「口腔内の消毒、抜歯創の感染予防」であり、薬効薬理に「芽胞のない細菌、真菌類に広く抗菌力を持ち、低濃度で殺菌効果を示し、毒性も低い。」と記載されている。

口腔内損傷の原因は、切創、割創、擦過創、咬創、挫滅創、刺創や熱傷等多様であり、汚染物質の除去や口腔内の洗浄を行う必要が、また、口内炎は、口腔粘膜の炎症性病変であり、口腔内を清潔に保つ必要がある。

以上のことから、上記⑴、⑵の傷病名に対するベンゼトニウム塩化物（ネオステリングリーンうがい液等）の算定は、原則として認められると判断した。